

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書

広島県知事 様

申請者 〒 730-8511

住所 広島市中区基町10番52号

氏名 株式会社 広島産廃

代表取締役 広島 一郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-228-2111

丁目・番地・番・号については、
法人であれば法人登記事項証明書、
個人であれば住民票の記載に従い、
省略せず正確に記載すること。
例) 10番52号○ 10-52×

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）</p>	<p>様式第31号(2)に記載のとおり</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 広島市中区基町10番52号 電話番号 082-228-2111</p>
	<p>事業場 廿日市市桜尾二丁目2番68号 電話番号 0829-32-1181</p>
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	<p>様式第六号の二(第2面)に記載のとおり</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>様式第六号の二(第3面)に記載のとおり</p>
<p>※事務処理欄</p>	

(第2面)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	都道府県・市区名		許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	
	広島市		第 073●●●●●●●●号	
	呉市		令和〇〇年〇〇月〇〇日(申請中)	
	福山市		第 091●●●●●●●●号	
〇〇県		令和〇〇年〇〇月〇〇日(申請中)		
申請者（個人である場合）				
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	籍	
		住	所	
(法人である場合)				
(ふりがな) 名称		住 所		
かぶしがいいひろしまさんばい 株式会社 広島産廃		広島市中区基町10番52号		
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）				
(個人である場合)				
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	籍	
		住	所	
(法人である場合)				
(ふりがな) 名称		住 所		
役員（法定代理人が法人である場合）				
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	籍	
	役職名・呼称	住	所	
役員（申請者が法人である場合）				
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	籍	
	役職名・呼称	住	所	
(ひろしま いちろう) 広島 一郎	昭和●年●月●日 代表取締役	呉市西中央一丁目3番25号 広島市中区基町10番52号		
(ひろしま じろう) 広島 二郎	昭和●年●月●日 取締役	呉市西中央一丁目3番25号 東広島市西条昭和町13番10号	住民票の記載どおり、省略せず正確に記載すること。	
(ひろしま きぶろう) 広島 三郎	昭和●年●月●日 監査役	三原市円一町二丁目4番1号 三原市円一町二丁目4番1号		

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	200 株		出資の額	10,000,000 円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割合	住	所
(かぶしきがいしゃ ひほく) 株式会社 備北 代表取締役 広島 太郎		100 株		
		50%	三次市十日市東四丁目6番1号	
(ひろしま いちろう) 広島 一郎	昭和●年 ●月●日	80 株	呉市西中央一丁目3番25号	
		40%	広島市中区基町10番52号	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
(はつかいち しろう) 廿日市 四郎	昭和●年●月●日	広島市安佐北区可部四丁目12番1号	
	廿日市事業場長	広島市安佐北区可部四丁目12番1号	

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄